

令和6年度 活動テーマ  
お客様に選ばれ続ける  
エネルギー、LPガス!

〈活動目標〉

- 1. 保安の確保の充実
- 2. 料金の透明化と取引の適正化
- 3. 防災対策と訓練
- 4. 需要創造への取り組み
- 5. LPガスのブランド力の向上

# 愛媛県

# LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>  
メールアドレス [info@ehime-lpg.or.jp](mailto:info@ehime-lpg.or.jp)

発行者  
**(一社)愛媛県LPガス協会**  
〒790-0003  
松山市三番町6丁目7-2  
ラベルダムビル4階  
電話(089)947-4744  
FAX(089)947-8499

## 年頭のご挨拶

### 一般社団法人 愛媛県LPガス協会

会長 妹尾次郎



新年あけましておめでとうございます。旧年中は、当協会の活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、昨年元旦に能登半島地震が発生し、甚大な被害もたらされました。私も、昨年9月上旬に輪島市を視察する機会があり、その惨状を目の当たりに致しました。幾度となく報道された5階建てのビルはそのままだけの状態であり、焼失した朝市があったエリアには、すすけた建物の基礎だけが寂しく何かを物語るように存在していました。その2週間後には、豪雨災害が再び能登を襲い、さらに多くの被害が出たことは記憶に新しい所でございます。

昨年の11月の需要開発セミナーで講演した、「LPガス業界におけるBCPについて」にあったように、「LPガスは災害に強いがLPガス事業者は、はたして災害に強いのか?」ということを考えて時に、従来から行っている訓練が実際に機能するかどうかを見直しを求められていると思いました。

一方、昨年はLPガス料金の透明化と取引適正化について、液石法の制度改正が実施され、私たち販売事業者が自らの販売方針や体制を一から見直さざるを得ない機会となりました。今年の4月2日からは、三部制料金の導入も始まります。LPガスという素晴らしいエネルギーが、お客様から選ばれ続けられるかどうかは、私たち自身がこの課題にどれだけ真摯に取り組めるかが決め手だと考えます。当協会といたしましても、令和7年は、この課題を最重要課題の一つとして取り組んで参る所存でございます。

結びに、令和7年が会員の皆様にとって輝かしい1年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 年頭のご挨拶

### 愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課

課長 前田正樹



貴協会員の皆様方におかれましては、つつがなく新年をお迎えのことと存じます。

平素、皆様方にはLPガスの保安行政をはじめ、県政の各般にわたり格別の御理解と御協力を賜りますとともに、昨今の法令改正による容器の転倒流出防止や取引の適正化への対応など、重要なライフラインであるLPガスのより一層の安定供給に努められ、県民生活の安全・安心の確保に積極的に取り組んでおられることに厚く御礼申し上げます。

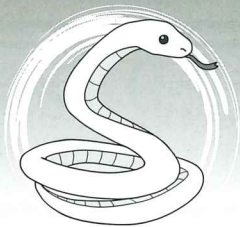
先の能登半島地震から1年が経過いたしました、LPガスによる大

きな災害は確認されておらず、津波による流出が確認された容器も回収され、近年における保安の向上の成果が顕著に現れたものと思料しており、LPガスの安定供給を支える皆様方の日頃の御尽力に対し、改めて深く敬意を表します。

本県においても、近い将来、南海トラフを震源とする大地震の発生が危惧されているところであり、それへの備えとして、引き続き保安体制維持へのお力添えをよろしくお願い致します。

なお、県では平成25年に策定した同地震の被害想定について、令和6年度から7年度にかけて見直しを進めており、各地点における震度や津波高などのハザードも再検討されますので、新たな被害想定が公開された際の対応を併せてお願ひ申し上げます。

結びに、(一社)愛媛県LPガス協会のますますの御発展、並びに皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げます、年頭の御挨拶といたします。



## 2025年 本年もよろしくお願ひします。

事務局長	監事	専務理事	理事	副会長	会長																					
渡部 一真	白石 一真	峯本 耕一	小島 豊久	西村 英樹	井関 啓介	田口 憲弘	山西 史昭	曾根 昭洋	長野 浩洋	長田 代洋	水代 一昭	高須 健敬	高須 敬誠	鳩野 子男	村上 隆幸	箕田 繁司	辻田 智久	高尾 研祐	加藤 治浩	渡内 能智	内田 明彦	得越 岡和	越智 明彦	森岡 幸一	稲葉 隆次	妹尾 次郎

# 高圧ガスの消費設備による事故防止の注意喚起について（お知らせ）

昨年、高圧ガス使用中の事故が相次いで発生しております。

- 令和6年11月29日に、愛知県でガス窯点火作業中の爆発による死亡事故
  - 令和6年12月13日に、鹿児島県でガス炉使用中のCO中毒による死亡事故
- 改めて、消費者に高圧ガスを取り扱う際の安全対策を徹底していただきま  
すよう周知をお願いいたします。

## 【ガス窯の取り扱い】

- 高圧ガス保安法第24の5  
前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高圧ガスの消費は、消  
費の場所、数量その他消費の方法について経済産業省令で定める技術上  
の基準に従ってしなければならない。

## 【可燃性ガスを消費する際】

- ガス検知機、業務用換気警報器またはCO警報器を設置すること
- 通風のよい場所で行うこと

## 【可燃性ガスを取り扱う場合】

- 高圧ガス保安法で定められた安全対策を厳守すること
- 危険性を常に意識し、安全第一で作業を行うこと
- 作業中に違和感を感じた場合は、直ちに作業を中断し、異常がないか確  
認すること

## 法令・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（24. ガス漏えい検知警報設備とその設置場所について）

### 24. ガス漏えい検知警報設備とその設置場所

規則関係条項	第6条第1項第29号、第7条第1項、第8条第1項第1号、第13条第1項第1号、第23条第1項、第53条第1項第5号、第58条第10号
--------	--

製造施設、貯蔵所及び消費施設に設けるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 機能
 

ガス漏えい検知警報設備（以下単に「検知警報設備」という。）は、ガスの漏えいを検知した上、その濃度を指示するとともに警報を発するものとし、次の各号の性能を有するものとする。

  - 1.1 検知警報設備は、接触燃焼方式、半導体方式その他の方式によって検知エレメントの変化を電気的機構により、あらかじめ設定されたガス濃度（以下「警報設定値」という。）において自動的に警報するものであること。
  - 1.2 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、爆発下限界の1/4以下の値とする。この場合、警報設定値は任意に設定ができるものであること。
  - 1.3 警報精度は、警報設定値に対し±25%以下のものであること。
  - 1.4 検知警報設備の発信に至るまでの遅れは、警報設定値濃度の1.6倍の濃度において、通常30秒以内であること。
  - 1.5 電源の電圧等の変動が±10%あった場合においても、警報精度が低下しないものであること。
  - 1.6 指示計の目盛は、0～爆発下限界値（警報設定値を低濃度に設定するものにあつては、当該警報設定値を勘案し、爆発下限界値以下の適切な値とすることができる。）を目盛の範囲に明確に指示するものであること。
  - 1.7 警報を発した後は、原則として、雰囲気中のガス濃度が変化しても、警報を発信し続けるものとし、その確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。
  - 1.8 検知警報設備は、1月に1回以上その警報に係る回路検査により警報を発すること及び1年に1回以上その検知及び警報に係る検査を行い正常に作動することを確認すること。
- 構造
 

検知警報設備の構造は、次の各号に掲げるものとする。（4.の施設を除く。）

  - 2.1 十分な強度を有し（特にエレメント及び発信回路は耐久力を有するものであること。）、かつ、取扱い及び整備（特にエレメントの交換等）が容易であること。
  - 2.2 ガスに接触する部分は耐食性の材料又は十分な防食処理を施した材料を用いたものであり、その部分は塗装及びメッキの仕上げが良好なものであること。
  - 2.3 防爆性については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条による検定に合格したものであること。
  - 2.4 2以上の検出端部からの警報を受信する場合、受信回路は、他が警報を発し回路が作動している場合においても、当該検知警報設備が作動すべき条件の場合は警報を発することができるものとし、かつ、当該場所が識別できるものであること。

- 2.5 受信回路は、作動状態であることが容易に識別できるようにすること。
- 2.6 警報は、ランプの点灯又は点滅と同時に警報を発するものであること。
- 設置箇所
 

検知警報設備の設置は、次の各号によるものとする。（4.の施設を除く。）

  - 3.1 製造施設等（配管を除く。以下3.2において同じ。）における検知警報設備の検出端部の設置場所及び個数は、次の各号によるものとする。
    - (1) 建物の中に設置されている圧縮機、ポンプ、減圧設備、消費設備（バーナー等であつてパイロットバーナー方式によるインターロック機構を備えガス漏えいのおそれのないものにあつては、当該バーナー等の部分を除く。）その他ガスが漏えいしやすい設備が設置してある場所の周囲であつて漏えいしたガスが滞留しやすい場所（充填口の周囲3m以内の範囲を除く。）に、これらの設備群の周囲10mにつき1個以上の割合で計算した数
    - (2) 建物の外に設置されている(1)に掲げる設備が、他の設備、壁その他の構造物に接近し、又はピット等の内部に設けられている場合、漏えいしたガスが滞留しやすい場所に、その設備群の周囲20mにつき1個以上の割合で計算した数
    - (3) 貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲に2個以上
  - 3.2 3.1の製造施設等において検出端部を設置する高さは、当該ガスの比重、周囲の状況、ガス設備の高さ等の条件に応じて定めること。
  - 3.3 警報を発し、及びランプの点灯又は点滅する場所は、関係者が常駐する場所であつて、警報があつた後、各種の対策を講ずるのに適切な場所とすること。
- 貯蔵能力3t未満の消費施設（貯蔵能力1t以上の貯槽による貯蔵設備の部分を除く。）にあつては、当該施設の規模、態様、周囲等の状況に応じ、適正な位置に適正な機能を有するものを設置すること。

下記URLからもご確認いただけます。  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/12/20241219.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241219.html)



出典：高圧ガスの消費設備による事故防止について（注意喚起）経済産業省  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/12/20241219.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241219.html)

# 携帯液化石油ガス用バーナー（いわゆる「ガストーチ」）の法改正について

あぶり料理や火起こしなど、キャンプやおうち時間に便利なガストーチですが、粗悪な作りの製品による、火災ややけどなどの事故が多く発生しております。こうした製品による事故を防ぐため、令和7年2月より液化石油ガス器具等及び特定液化石油ガス器具等に指定され、技術基準に適合しない製品の販売が規制されます。お問い合わせ等がありましたらご案内いたしますよう  
お願いいたします。

国の定める安全に関する基準を満たしたガストーチには、「◇PS LPGマーク」が表示され、マークの表示がされていない製品の販売が禁止されます。  
令和7年2月6日以降、◇PS LPGマークが表示されたガストーチが流通し始め、1年間の経過措置期間終了後（令和8年2月6日から）は、全て

のガストーチが◇PS LPGマークの表示があるものに置き換わります。

詳細につきましては、下記経済産業省のページをご確認ください。  
[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/gastorch.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/gastorch.html)

公布日：令和6年12月6日  
施行日：令和7年2月6日

出典：ガストーチに対する規制が開始されます！経済産業省  
[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/gastorch.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/gastorch.html)  
をもとに（一社）愛媛県LPガス協会作成

# キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（お知らせ）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室より、農林水産省・厚生労働省に対し、関係機関・関係団体に対するキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスの使用における安全周知を行う協力依頼が行われました。

## 【周知内容】

- キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。  
※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではありません。
- LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。  
なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作

業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

- LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

## 【販売事業者の対応】

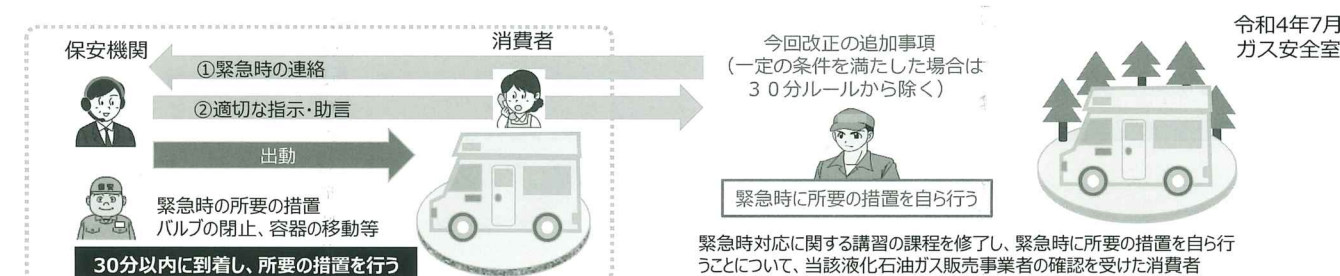
### 【契約前】

- 30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保することが可能かどうか場所の確認。
- 質量販売緊急時対応講習の受講終了証を確認。
- 緊急時に所要の措置を消費者自らが行うことについての確認。

### 【契約時】

- 書面交付（緊急時連絡先等の情報も含まれる）
- 帳簿への記載・保存（緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む）
- 周知（災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する）
- 消費設備調査、緊急時連絡等

## キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）



液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）  
質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。  
（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○  
生年月日 ○年○月○日  
修了年月日 ○年○月○日  
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日 講習実施機関

- 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
  - 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。
- 販売契約
- 書面交付（注3）
  - 帳簿への記載・保存（注4）
  - 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等
- （注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。  
（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。  
（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

質量販売緊急時対応講習実施者一覧を掲載いたします。講習についてのお問い合わせにご活用ください。全てオンライン講習可能です。

## 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

令和6年9月12日現在

質量販売緊急時対応講習実施者	参照 URL	確認日
イーエルジー株式会社 (法人番号:1122001023529)	<a href="https://www.elg-inc.jp/">https://www.elg-inc.jp/</a>	令和6年度講習実施計画(令和6年4月08日確認) 令和5年度講習実施計画(令和5年2月17日確認) 令和4年度講習実施計画(令和4年12月27日確認)
大阪府東大阪市長田東 3-3-28 公益社団法人 千葉県LPガス協会 (法人番号:2040005001178)	<a href="https://www.chibalpg.or.jp/">https://www.chibalpg.or.jp/</a>	令和6年度講習実施計画(令和6年3月11日確認) 令和5年度講習実施計画(令和5年4月17日確認)
千葉県千葉市中央区中央港 1-13-1 名古屋プロパン瓦斯株式会社 (法人番号:180001076267)	<a href="https://www.nagoyapropane.co.jp/index_m.html">https://www.nagoyapropane.co.jp/index_m.html</a>	令和6年度講習実施計画(令和6年9月12日確認)
愛知県小牧市大字東田中宇上池 1251番地 富士瓦斯株式会社 (法人番号:010901010265)	<a href="https://www.fujigas.com/">https://www.fujigas.com/</a>	令和6年度講習実施計画(令和6年9月12日確認)
東京都世田谷区上祖師谷 4-36-16		

※実施者が増減した場合、こちらのリストを加除いたします。

会員の皆様におかれましては、ご対応いただいていることと存じますが、あらためて販売時にご留意いただきますようお願いいたします。

# 愛媛県LPガスの「ロゴデザイン」について（お知らせ）

弊会では、LPガスの良さ・優位性を世間に広く周知すべく、LPガスのブランド力向上を目的とした広報活動を昨年度より青年部会を中心に進めております。その中でロゴを作成し、今後様々な用途で展開していく運びとなりました。

つきましては、会員の皆様にご承知おきいただき、今後の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【作成のテーマ】

- 県下統一で使えるもの
- 店頭・配布物等で展開できるもの

### 【ロゴデザイン】



# 火とともに、 人とともに。

## 令和6年度普及講習会について（ご報告）

今年度の普及講習会は、11月20日(水)～28日(木)までの期間、県下5会場にて開催いたしました。

205名の参加をいただきました。繁忙期でご多忙のなか、たくさんの方に参加いただき誠にありがとうございました。各会場の出席状況は表のとおりです。

講習の内容は下記の通りです。

「業務用ハイブリッドシステム・給湯器と節水型シャワーのマッチングについて」

株パーパスエコテック

リビングソリューション松山 オフィスマネージャー 道上 氏

○業務用マルチハイブリッドシステムの提案

(福祉施設・レストラン・旅館などの給湯用)

○業務用給湯器の提案

○ReFaシャワーヘッドの提案

「LPガス安心サポート推進運動について」

(一社)愛媛県LPガス協会

1. 予防安全（期限管理）

○老朽化設備、機器の一掃

①老朽化燃焼器の交換の推進

②供給設備の期限管理

2. 保安教育の確実な実施

3. CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策

4. 配管図面の保管

5. 埋設管の管理

6. 他工事業者による事故防止対策

7. 保安業務

8. 消費者保安啓発活動

9. 業務用施設の事故防止対策

9項目については、認識いただいているとは思いますが、改めて自社で再確認ならびに再認識いただき、保安の向上にご協力をお願いいたします。

今年度も新コスモス電機(株)と理研計器(株)のご協力により、「ガス検知器」「一酸化炭素測定器」の簡易診断を行いました。

令和6年度普及講習会参加実績表

開催日	地区名	開催時間	会場名及び所在地	参加者数
11月20日(水)	今治支部・西条支部・周桑支部	14:00～16:00	テクスポート今治 2階 中ホール 今治市東門町5丁目14番3号	49
11月21日(木)	四国中央支部・新居浜支部	14:00～16:00	マリンパーク新居浜 2階 会議室 新居浜市垣生3丁目乙324番地	45
11月22日(金)	大洲支部・八幡浜支部	14:00～16:00	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール 大洲市東大洲270番地1	36
11月27日(水)	西予支部・宇和島支部・南宇和支部	14:00～16:00	宇和島市総合福祉センター 4階 ホール 宇和島市住吉町一丁目6番16号	26
11月28日(木)	松山支部	14:00～16:00	松山市男女共同参画推進センター 5階 大会議室 松山市三番町6丁目4番地20	49
合 計				205

## ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（お願い）

近年ガス機器の点検を装った不審な訪問によるトラブルが多発しております。

昼間帯、ガス点検や消防点検等を装った訪問者が玄関ドアを開けさせて家の中に入り、現金などを奪う事案が発生しています。

消費者の安全確保のため周知のご対応いただきますようお願いいたします。

### 【訪問に際しての取組】

- ガス機器等の点検等に当たって、訪問者は社名等が入った制服等を着用する。また、身分証等を携帯し、消費者の要請に応じ提示する。
- 定期保安点検は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。

### 【防犯対策の周知】

- 昼間帯、在宅であっても、玄関ドアを必ず施錠しておく。
- インターホンやドアスコープで相手を確認する。
- 点検業者を装い「これから点検に行く」と電話してきた場合や自宅に訪問してきた場合は、玄関ドアを開ける前に契約しているガス会社に確認する。
- 確認の結果、点検をしていないことがわかったり、訪問者が点検にそぐわない服装であるなど不審と感じた場合は、絶対に玄関ドアを開けずに110番通報する。
- 玄関ドアを開ける際は、一旦ドアガードを掛けたままに対応する。

### 四国ガス(株)との転換情報

(2024年12月転換処理分)

項目	四国ガスからLPガスへ転換		差引き 四国ガスへ転換	転換された 累計
	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換		
地区				
今治	1	0	1	4,694
松山	5	0	5	12,344
宇和島	11	0	11	3,132
計	17	0	17	20,170

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数